

令和 8 年第 3 回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和 8 年 9 月 1 日

令和 8 年第 3 回東海村議会定例会の開会に当たり，行政報告等を申し述べさせていただきます。

始めに、「東海村広域避難訓練」の実施についてでございます。

本村では，令和 5 年 1 2 月に「原子力災害に備えた東海村住民避難計画」を策定したところでありますが，当該計画の再検証のほか，原子力災害発生時の初動の確認と，あらためての周知・普及啓発を図るため，来る 1 1 月に実動型の訓練を実施することといたします。

訓練の内容としましては，「日本原子力発電株式会社・東海第二発電所」における事故が「全面緊急事態」に至るとの想定の下，避難先自治体や国・茨城県等の関係機関・団体とも連携し，小学生を含む地域住民の参加を得ながら，自家用車やバスによる避難行動を行うことを予定しております。

また，初めての試みとしまして，“避難経由所”を設けての避難所の案内のほか，避難者代表による“避難所運営ルール検討会議”の開催，訓練参加者による段ボールベッドの組み

立てなど、避難所の迅速・円滑な設営のための習練を行うこととしております。

原子力災害を想定しての“広域避難訓練”の実施は、4年ぶりのことではありますが、この機会を更なるステップアップの段階と捉え、本村としての練度向上に結び付けてまいりたいと考えます。

次に、「自然災害を受けての本村の対応状況」について
でございます。

始めに、7月の“熊本地震”及び先月の“千葉豪雨”で被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方の御遺族様に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

あらためて、国民生活・地域経済に甚大な被害をもたらす地震・風水害に脅威を感じるとともに、その対応に当たる自治体の使命・役割の重要性を再認識したところでございます。

本村における災害への対応状況でございますが、6月の台風第6号におきましては、大雨と強風に見舞われ、道路冠水・浸水が11か所、倒木102か所、農業用ビニールハウスの損壊32棟のほか、住家・非住家などの被害が多数確認され、“災害ごみ”の受け入れも165件を数えました。

また、先月の台風第15号でも、風害によるものと推察

される倒木や住家・非住家被害が20か所以上で確認されました。

被災された方に対しまして、あらためてお見舞い申し上げ、災害復旧に当たり、御協力いただいた「東海村建設業協同組合」や「東海村造園建設協力会」の皆様には、心から御礼申し上げます。

災害復旧業務には今も継続して当たっており、既存の制度・事業を最大限に活用しつつ、今議会に提出する補正予算により対応してまいります。

引き続き本村としましては、地震・気象災害へのハード・ソフトの備えを充実・強化させ、リスク低減に努めるとともに、必要な対策を不断に見直してまいります。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第11号 専決処分の報告につきましては、職員が公用車両から降車するため、運転席ドアを開扉^{かいひ}した際に、隣に駐車していた車両に当該扉を接触させ、駐車車両の左側後部座席ドアを損傷させた件に関し、「地方自治法」第180条第1項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、損害賠償の額につきましては、13万4,750円でございます。

報告第12号及び報告第13号 令和7年度健全化判断比率の報告及び令和7年度資金不足比率の報告につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

報告第14号 令和7年度公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の報告につきましては、公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団から令和7年度の決算等の報告がありましたので、「地方自治法」第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、別紙報告書のとおりでございます。

以上で行政報告といたします。